

## 気象警報発表時の措置について(お知らせ)

### 1 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「津波警報」

について

- 午前7時の時点で発表されている時は、「自宅待機」とします。
  - 午前10時までに解除になれば、昼食をすませ、午後1時に「登校」させてください。  
午前10時の時点で継続している場合は、「臨時休業」とします。
  - ◎ 但し、大雨警報の場合は、天候の状況によって「登校の連絡」をする場合があります。
- ※ 警報が解除になり、登校になる場合は、学校からメールと連絡網で登校の連絡を行います。  
ただし、保護者が危険と判断した場合は自宅待機を続けてください。  
その際は学校までご連絡ください。欠席扱いにはいたしません。
- ※ 自宅待機は、状況によって避難を含みます。

### 2 「洪水・高潮・波浪警報」

「洪水・高潮・波浪・津波注意報」について

- 発表されている場合は安全に気をつけて登校させてください。
- ※ ただし、状況により学校から自宅待機の連絡をする場合があります。また、がけ崩れや浸の状況を考え、保護者が危険と判断した場合も自宅待機を続けてください。  
その際も学校までご連絡ください。欠席扱いにはいたしません。

### 3 登校後に「警報」が発表された場合

- 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」については、  
学校長の判断により、下校・待機等の措置をとります。  
**下校時**に安全を第一に**教師が引率**をしたり、学校まで**保護者の迎え**をお願いしたりします。
- 「大津波警報」「津波警報」については、  
解除されるまで、**中学生は、福井小学校へ避難しています。**

※ 平成28年4月7日、福井小学校と相談の上、規定を一部(◎印の部分追加)変更しました。